

ABS について

(環境省 HP より <http://abs.env.go.jp/>)

遺伝資源の取得の機会 (Access) とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

(Benefit-Sharing) は、生物多様性の重要課題の一つで、Access and Benefit-Sharing の頭文字をとって ABS と呼ばれています。

「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」は、生物の多様性に関する条約に位置づけられており、次のことが規定されています。

- 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を持ち、遺伝資源への取得の機会 (アクセス) について定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属する。遺伝資源にアクセスする際は、提供国の国内法令に従う
- 遺伝資源にアクセスする際には、提供国政府による「情報に基づく事前の同意 (Prior Informed Consent : PIC) 」と、提供者との間の「相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms: MAT) 」の設定が必要